

酪農学園大学私費外国人留学生授業料免除規程

制 定 1994年11月17日

最終改正 2015年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第47条第3項及び第54条第2項に基づき、私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の経済的負担を軽減し、勉学・研究に専念できるよう、授業料の半額を免除することを目的とする。

(資格)

第2条 授業料免除の対象となる留学生は、酪農学園大学の正規課程（研究生及び科目等履修生は除く）に在籍し、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学生担当教員の面接により、成業の意志が固く授業料免除学生に相応しいと認められた者とする。

但し、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 国費外国人留学生制度実施要項に定める国費外国人留学生
- (2) 留年者（但し、病気その他止むを得ない事由の者は除く）
- (3) 休学者

(申請)

第3条 授業料免除を申請する者は、次の各号の書類をエクステンションセンターに提出しなければならない。

- (1) 理事長あての外国人留学生授業料免除申請書
- (2) 調査票（生計その他経済状態を記入したもの）
- (3) 学長あての外国人留学生授業料免除申請書
- (4) 学生担当教員の推薦書
- (5) 学業成績証明書

(提出期限)

第4条 授業料免除関係書類の提出は、前学期においては4月30日まで、後学期においては10月15日までとする。

(免除期間)

第5条 留学生の授業料免除期間は、前学期または後学期のいずれかとする。

2 次年度以降の授業料免除を希望する場合は、その都度申請をしなければならない。

(審議)

第6条 留学生の授業料免除に関する事項は、エクステンションセンター委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

(選考)

第7条 留学生の授業料免除に関する選考は委員会において行い、候補者を学長に推薦する。

(決定通知)

第8条 留学生の授業料免除は、協議会の議を経て学長が決定し、申請者に結果を通知する。

(資格の取消)

第9条 学則第40条に規定する各号の一に該当するとき、若しくは申請事項に虚偽の事実があったときは、免除を取消し当該学期分の授業料を徴収する。

(事務処理)

第10条 留学生の授業料免除に関する取扱事務は、エクステンションセンターが行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、1994（平成6）年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、1995（平成7）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。